

	新潟市教育委員会 平成24年3月 定例会会議録			
日 時	平成24年3月16日(金) 午前9時30分			
場 所	市役所 白山浦庁舎 7号棟 4階 白7-405会議室			
出席委員 (6名)	小 嶋 委員長		欠席委員	
	齋 藤 委 員			
	佐 藤 委 員			
	沢 野 委 員			
	吉 村 委 員			
	鈴 木 教育長			
会議に出席 した職員 (19名)	職・氏 名		職・氏 名	
	教 育 次 長	朝妻 厚雄	総 合 教 育 センター所長	吉原 修英
	教 育 次 長 中央図書館長	邊見 敏彦	学校支援課長	高橋 恒彦
	教 育 総 務 課長	前田 秀子	地域と学校ふれ あい推進課長	坂井 敏明
	教 育 政 策 担 当 課 長	上 所 隆	生涯学習センタ ー 次 長	和田 明彦
	学務課長補佐	高野 義晴	中央図書館 企画管理課長	内山 正之
	施 設 課 長	芋川 常治	中央図書館 サービス課長	山下 洋子
	保健給食課長	吉崎 熊勝	歴史文化課長	倉地 一則
	生涯学習課長 補 佐	小川 昇	文化財センター 所 長	高橋 保
	教 職 員 課 長	遠藤 英和		
			教 育 総 務 課 長 補 佐	小 関 洋
			教育総務課主査	杉 本 浩
その他の 出席者(名)				

開会	時 刻	午前 9時30分
	宣 言 者	委員長
選挙	議案番号	件 名
付議事件 (5件)	議案番号	件 名
	議案第28号	新潟市立図書館条例施行規則の一部改正について
	議案第29号	新潟市古津八幡山遺跡歴史の広場条例の施行期日を定める規則の制定について
	議案第30号	新潟市長から委任を受けた新潟市古津八幡山遺跡歴史の広場の管理に関する規則の制定について
	議案第31号	事務局及び機関の長の人事について
	議案第32号	市立幼稚園長の人事について
報告 (3件)	記 号	件 名
		指導が不適切な教職員に関する審査会の報告について
		平成23年度マイスター養成塾等事業報告について
		新潟市文化財の指定解除の諮問について
協議題 (件)	記 号	件 名

第1 開会宣言

○委員長 午前9時30分開会を宣言する。

第2 会議録署名委員の指名

○委員長 沢野委員、吉村委員 両委員を指名。

第3 付議事件

○委員長 議案第28号、中央図書館よろしくお願いいたします。

○中央図書館企画管理課長 1ページをご覧いただきたいと思います。議案第28号「新潟市立図書館条例施行規則の一部改正について」でございます。概要につきまして、ご説明いたします。

規則の名称は、新潟市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則ということでございまして、改正理由及び改正内容につきましては、現在、北区内に設置されております、岡方地区図書室及び長浦地区図書室につきまして利用が少ないため、平成23年度で閉室することといたしましたので、別表1から削除するものでございます。施行期日は平成24年4月1日でございます。それにつきまして、3ページをご覧いただきたいと思っております。

新旧対照表を見ていただきたいと思っております。改正案が左の側でございます。現行、北区におけます図書室が六つございますが、そのうちの岡方と長浦地区図書室につきまして、二つを利用が少ないために削除するというところでございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせてもらいます。よろしくご審議願います。

○委員長 ありがとうございます。今ほどの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

○佐藤委員 参考までに教えていただきたいのですが、利用が少ないという基準というのは、大体どういった感じなのですか。

○中央図書館企画管理課長 実際、平成22年度につきましては7名。

○佐藤委員 年間ですか。

○中央図書館企画管理課長 そうです。岡方につきましては7名、長浦につきましては4名。ほかの北区におきましても、濁川では800人以上、早通でも800人以上。市内の大きなところでは、関屋地区図書室では9,000名も利用者がございます。そういった中で、ただ岡方と長浦はコミュニティセンターの中にある、いわゆる集会室の中にある図書室で、ほんの小さいコーナーの中で、今まであったものでございまして、コミュニティセンターも改築するということ

	になりまして、利用者も少ないということで図書室を廃止ということが地元から要望でございます。
○佐藤委員	図書室に司書といったものは置いていないわけですか。
○中央図書館企画管理課長	置いていないです。
○佐藤委員	分かりました。基準で、年間何百人以下とかというような決め方はないわけですか。
○中央図書館企画管理課長	ないです。地元でも図書室として運営していくには必要ないというようなことで、コミュニティセンターの充実といいますか、そういった形になった次第でございます。
○佐藤委員	分かりました。ありがとうございました。
○委員長	ほかにございますか。
○齋藤委員	図書室というのは、蔵書とか、そういうものはないのですね。ただのスペースですね。
○中央図書館企画管理課長	いえ、ございます。本も入れ替えはしております。
○齋藤委員	閉室すると蔵書などはどうされるのですか。
○中央図書館企画管理課長	それは廃棄、あるいはほかの図書室に回すような形になるかと思えます。
○委員長	ということは、住民の方から、こちらはもう閉室してもよろしいのではないかという要望が出たということですね。平成 23 年度はほとんど利用されていなかったような状況でございます。 ほかにございますか。
○吉村委員	この件についてはいいのですけれども、図書室というものを市民に対してどのようなスタンスで、私どもは持っていくかとかという観点で、利用度がないということは現実に分かりますけれども、人口の関係で利用度がないとか、その辺も残しておかなければならないのではないかと。立場上は教育委員会としては、図書に対して積極的に活用というものを推進していかなければならない立場。 例えば、年間 7 名の方は、活用する場合、早通まで行くのですか。
○中央図書館企画管理課長	そうですね。あとは豊栄図書館という地区館がございまして、地区館を補完する形で地区図書室という小さい図書室がございいますから、お近くのところということになるかと思えます。
○吉村委員	図書館を活用しようと思えば、従来のものでなくても、市としてはそういう構えはあるという形になるわけですね。

○委員長	それによろしいでしょうか。
○齋藤委員	この二つの地区というのは、極端に人口が減っているとか、そういう地区なのですか。
○中央図書館企画管理課長	いえ、そういうことではありません。ただ、コミュニティセンターの改築の関係が一番大きいかと思います。旧豊栄市においては、岡方、長浦、そのほかに木崎と早通の四つが旧豊栄市の図書室といたしますか、コミュニティセンターの中にあつたいわゆる小さな図書館、図書室ということで、そのうちに岡方と長浦は特に利用が少なく、図書室というのは必要ない。改築が始まりまして、図書室はいらぬから、コミュニティ部分のところを大きくというような考え方が地元のほうでありまして、ここは廃室してよろしいですというようなことであります。
○齋藤委員	吉村委員も言われたのですけれども、利用者の数が少ないということが唯一の基準になっては問題があると思います。要するにそれは広報の仕方、あるいはいろいろな仕方の問題も含まれているかもしれませんので、今、お話を聞いたら、その中でコミュニティセンターの充実とか、そういうものの中でのということですから、一応、方向性は理解できますが利用者が少ないところは全部閉じますということになってしまうと、これは少し方向的にもおかしいのではないかと思います。
○中央図書館企画管理課長	分かりました。その辺は十分、利用者の減だけではということで、いろいろな条件の中で、地区図書室のあり方を検討させていただきたいと思います。
○委員長	よろしいでしょうか。そのほかにございませぬでしょうか。ないようであれば、これをご承認いただきたいのですけれども、よろしいでしょうか。ありがとうございました。
	続きまして、議案第 29 号及び第 30 号の規則の制定につきましては、関連がありますので、一括ご説明のうえ、審議したいと思います。文化財センター、よろしくお願ひいたします。
○文化財センター所長	文化財センターです。よろしくお願ひします。
	議案第 29 号及び第 30 号の規則の制定につきましては、関連がありますので、一括して説明させていただきます。
	まず、議案第 29 号「新潟市古津八幡山遺跡歴史の広場条例の施行期日を定める規則の制定について」です。4 ページ、5 ページになります。
	制定理由は、ここに書いてあるとおりですが、歴史の広場のガイダンス施設であります、弥生の丘展示館の制作展示が今年度で完了し、この 4 月 21 日をオープン予定としているため、条

例の施行期日を平成 24 年 4 月 21 日とするものです。

続きまして、議案第 30 号「新潟市長から委任を受けた新潟市古津八幡山遺跡歴史の広場の管理に関する規則の制定について」ご説明いたします。6 ページから 12 ページになります。新潟市古津八幡山遺跡歴史の広場条例につきましては、昨年 11 月の教育委員会定例会でご説明したところですが、12 月議会で制定いたしました。今回のこの規則は、歴史の広場の管理に関するものです。歴史の広場条例第 7 条では、許可を要する行為として、(1) 業として写真又は映画を撮影すること、(2) 興行を行うこと、(3) 展示会、鑑賞会その他これらに類する催しのため、歴史の広場の全部又は一部を独占して使用することの三つがありますが、これらの許可申請及び許可書の交付等について定めたものです。

6 ページの 2 に条例の施行規則の概要があります。第 1 条で趣旨、第 2 条で許可申請等の規定を載せております。許可申請は行為開始の 3 か月前としています。また、変更の場合は、変更許可申請が必要となります。第 3 条では、許可書の交付の規定、第 4 条では許可書の提示、第 5 条では取止めの申出、第 6 条では届出の規定で、(1) 歴史の広場の施設、設備または資料を損傷し、汚損し、または亡失した場合、(2) 歴史の広場において災害その他事故が発生した場合は届け出なければならないとしております。この規則につきましては、条例の施行日からとします。

なお、弥生の丘展示館の概要につきましては、11 月の定例会でもご説明いたしましたが、この 3 に書いてあるとおりですので、省略させていただきます。以上、簡単ですが、説明を終わります。ご審議、よろしく申し上げます。

○委員長

ありがとうございました。この件に関しまして、ご質問、ご意見等ございますか。

○佐藤委員

いつも思うのですが、まさに行政という感じがするのですけれども、大体の公共機関は月曜日休みなのです。みんな休んでしまっていると行くところがないのです。

それから、開館時間を午前 10 時から 5 時なのだけれども、これはシーズン制に見直すべきだと思うのです。特にこういう施設は。だって、夏になれば 7 時だって明るいわけです。例えば、夏のサマータイムは 10 時から 6 時。その代わり冬期間は 4 時なれば真っ暗で、人などいないわけですから、5 時まで開けると。4 時半にするとか、4 時にするとか、もう少し弾力的にできな

	いのですか。市民サービスためにやっているわけですから。もう少し考えたらいかがですか。
○文化財センター所長	皆さんが一番来られるのは土曜、日曜ということで、その日は開けるわけなのですけれども、そういった意味では、週に1回は休みを入れているところです。
○佐藤委員	いえ、週に1回休むなどと言っているわけではないのです。全部の公共機関が月曜日になっているわけです。だから、少しお休みをずらすとか、その辺を考えるべきだと思うのです。特に教育委員会関連の施設だけではないです。
○委員長	教育関連施設だけでなくほかの施設も月曜日休みだということですね。
○佐藤委員	一緒に休む必然性というものはわけでしょう。横の連絡で、例えば、そのときに研修をやるとか、そういうわけではないのだから。それが当たり前だと思っていること自体が問題なのです。
○委員長	それについていかがでしょうか。
○文化財センター所長	そうですね。ここだけではなくて。
○佐藤委員	ここだけで急にやめられないから、それは懸案事項として考えるべきです。
○委員長	時間的にもサマータイム、ウィンタータイムとシーズンで分けたらいかがですかということをおっしゃっていただきましたけれども、私の同じ考え方なのです。こういうことが懸案事項として出さない限り、いつまでも月曜日休みが当たり前というような形がずっときていますので、意見として出しました。
○沢野委員	決められたまま、そのまま今までずっとやっている。そうすると、やはり利用するのが市民であったりするので、ニーズをきちんと受け止めて、利用者側からの目線がものすごく大事だと思います。
○文化財センター所長	歴史の広場のガイダンス施設と、復元整備されています歴史の広場が外にあるわけです。館につきましては10時から5時までなのですけれども、広場のほうは終日見学とか、できるようになっておりまして、10時から5時以外についてもご覧いただけるということになっています。
○佐藤委員	すぐしろというわけではないですけれども、やはりイノベーションを起こしていかないとだめだと思うのです。問題提起として発言させていただきました。
○委員長	よろしいですか。問題提起として、今後、検討していただき

たいということで、ご意見がありました。

ほかの方はご意見ございませんか。では、そういうことで懸案事項を提示させていただきましたけれども、今後、検討していただきたいと思います。では、ご承認いたします。

続きまして、議案第 31 号、第 32 号は人事案件により、非公開といたします。定例会を一旦終了した後に、非公開案件として再開し、審議いたします。

第 3 報告

○委員長

続きまして、報告事項になります。「指導が不適切な教職員に関する審査会の報告について」は、人事案件により非公開といたします。定例会を一旦終了した後に非公開案件として再開し、報告していただきます。

それでは、「平成 23 年度マイスター養成塾等事業報告について」、総合教育センターよろしくお願ひいたします。

○総合教育センター 所長

当センターの主要研修事業でありますマイスター養成塾と若手教師道場の平成 23 年度の事業報告をさせていただきます。17 ページをお開きください。最初にマイスター養成塾から報告いたします。

まず、(1) の研修の概要でございます。本研修の 1 年目プログラムを 1 年目研修と呼びます。1 年目は、そこにあります一つ目の○の授業研究研修を 7 回、それから四つ目の○の認定授業 1 回の 8 回の授業と、二つ目、三つ目の○にあります研修を併せて 7 回。合計 15 回の研修となります。1 年目研修を修了した者を修了者とします。その中で、成績優秀と認められる受講者をマイスターに認定いたします。なお、1 年目研修を終了したけれども、マイスターに認定されなかった受講者は、2 年目のプログラムに進みます。この 2 年目以降の研修を修了者研修と呼びます。2 年目は、4 回の授業研究研修と 1 回の認定授業と合わせて 5 回の研修からなっております。2 年目で優秀と認められる受講者をマイスターと認定いたします。2 年目でもマイスターに認定されなかった場合は、3 年目以降、認定授業 1 回のみによるマイスターへの挑戦が認められております。3 年目以降は、希望制になっております。

次に、(2) の平成 23 年度の認定者についてでございます。1 年目研修には 9 人が受講し、認定者はご覧の 5 人となりました。平成 19 年度から 3 年間は 1 年目研修での認定率が 20%前後でしたけれども、昨年度から指導主事の指導の時間を増やすなど、養成に力を入れたこともありまして、昨年度は 40%、今年

度が56%と1年目での認定率が上がっております。2年目以降の修了者研修での認定者は、ご覧の3人となり、平成23年度は合わせて8人の認定となりました。これまでの5年間に49人がマイスターとして認定されました。教科別人数は、(3)の表のようになっております。平成24年度は新規の1年目研修に12人、修了者研修に9人、合わせて21人が受講いたします。

続いて、若手教師道場についてご報告いたします。18ページをご覧ください。今年度は、新潟市が採用を始めて4年目となりましたので、授業研究を中心とする黒帯道場がスタートし、70人が受講いたしました。受講者全員が、自分が立てた研究計画に基づいて指導案を作り、授業を行い、授業後のレポートを作るという授業研究を行ったほか、各区で代表者の授業を参観し、授業結果に基づいた協議を行いました。また、他の受講者の指導案を読んで、修正すべき点を指摘するという経験も積みました。

最後に(3)の成果と課題について報告いたします。まず、若手教師道場ですが、2年目、3年目の白帯道場では、研修後の満足度調査でA評価が95.3%になりました。多くの受講者からとても役立ったという声を聞くことができました。また、研修のはじめや途中で、受講者同士の交流を促すプログラムを取り入れたことにより、若手教員同士のネットワークが強くなってきています。4年目、5年目の黒帯道場の満足度A評価は84.3%でした。代表授業を行った教員と、それ以外の教員に対する指導主事が指導した時間と内容に差が出てしまいました。来年度は、4年目と5年目の両方になりますので、100人を超える受講者数となります。指導主事だけでは指導ができなくなりますので、マイスターも若手の指導に加わってもらう予定であります。

マイスター養成塾の課題としましては、マイスターになった教員の活躍の場を充実させることです。来年度は、マイスターを先ほどお話ししました黒帯道場で若手を指導するマイスター、今まで行ってきました公開授業講座を担当するマイスター、来年度重点的に取り組む理科の研修を担当するマイスターの三つの役割別のグループに分け、マイスターが活躍する場を設定していきたいと思っております。

以上で、総合教育センターからの報告を終わります。ありがとうございました。

○委員長

ありがとうございました。ただいまの報告について、ご意見

いかがですか。

○佐藤委員

質問しますが、マイスターに教育委員が認定審査委員としてかかわらなくなって1年くらいたちます。平成23年度末で48名のマイスターの方がいらっしゃるということですよ。吉村委員にもお聞きしたいのですけれども、マイスターの方を新潟市の教育委員会、特に総合教育センターとして、大体何名くらいが理想的なのか。逆にマイスターが各学校にいることによって、これからどういう効果だとか、どのようなことが期待されるかということをお話いただけますか。

○総合教育センター
所長

まず、マイスターには各学校で授業研究等のリーダーになってもらいたいと思っておりますし、二つ目が近隣校の手本という形、模範教員という形で、その役割を果たしていくと。

○佐藤委員

そうすると、理想的には各学校に1名のマイスターがいるということですか。

○総合教育センター
所長

できればそうですが、そこまではなかなかすぐには追いつかないと思います。先ほどもお話ししましたが、若手教員の指導に対して、指導主事のマンパワーが大分足りなくなっている部分があります。これから、平成26年度以降、新採用の数も多くなっていくように数値的には見ておりますけれども、そうなりますとなおさらのことになりますので、センターでは60人から70人のマイスターが常々いると、センターの研修等で活躍してもらえるのかと願っております。

マイスターの一番の役割としましては、自分の教科で力を発揮してもらって、同じ教科を勉強している教員の参考になってもらいたいなと思っております。

○吉村委員

私は、残念ながら、現役中にマイスターの認定者と教員として一緒にいたことはありませんので何とも言えないところですが、むしろ私は、今のようなことがどこまで学校教育をあずかる新潟市内の校長を含め、そういうことを承知しているのか。そういうところについて、マイスター認定者が学校規模にもよりますけれども、1人なのか、何学級以上は2人くらいなのかというようなビジョンがあって、この養成塾を推進していくということが大事なのかなど。まだ、歴史が浅いわけですから先は見えないですけれども、やはり学校規模によっては2人くらい必要になってくるでしょうし、教科関係の人が1人と、あとは道徳とか、特別活動とか、そういう関係の人が1人とか、さまざまな観点があるのですが、少し進めてきたので、今の佐藤委員の観点のようなことを現場からも出してもらおうというこ

とが必要なのかなと考えています。私は今、数字的に、理想的数字は出ていないというのが現実です。

ついでに付け加えさせていただければ、講座に出ている教員は、校長の推薦と自主的な研修意欲の中からやっていくわけですが、3回やってこけた人がどれくらいいるか、私は承知していませんけれども、通常の教員の業務以外にこれだけの研修を重ねていくわけでありますから、極端な言い方をすると、日常の仕事プラスアルファでこういう大変な研修をしているわけです。これらのことについても、新潟市全体の授業力のアップはよく分かりますし、必要なことでありますけれども、こぼれた教員はどうなるのだというようなこととか、もう少しずつそういう内容的なことをセンターとして先を見ながら検討していく必要があるのかなと。まだ、宙に浮いている部分があるのかなという気がするのです。

○総合教育センター
所長

今、こぼれたというようなお話がございました。先ほどもお話させていただいたのですけれども、3年目以降は希望制になっておりまして、認定授業に1回挑戦できるという形でやっております。実は、来年度5年目を迎える教員もおります。今のところ、認定されなかった教員をやめたという教員はほとんどおりませんで、次の年もという形で受講しております。ただ、認定基準をそれだけ下げるわけにもいきませんので、同じレベルでの認定作業を進めておりますが、そういう状況になっていきます。

○齋藤委員

関連して、具体的に3年目以降の方で認定された方はいらっしゃるのですか。

○総合教育センター
所長

今年度認定された修了者研修の3人のうち1人が2年目です。あと2人は3年目です。

○委員長

先ほど吉村委員から出ていましたけれども、学校がどの程度周知しているか、お分かりになりますか。

○総合教育センター
所長

こういう数を目指しているというようなことにつきましては、実際のお話、総合教育センターでも、相対的に何人くらいほしいという話は、今までしてきているのですが、構想につきましては、詰めまして、また校長先生方とも話をさせていただきたいと思っています。

○沢野委員

吉村委員がおっしゃっていましたが、研修に参加するというのは、校長先生の推薦とか、だれもができるわけではないのですか。

○総合教育センター

以前は、校長からはんこをもらうという形だったのですが、

<p>所長</p>	<p>受講者の質を確保しなければいけないということで、昨年度から校長推薦が必要と受講の条件に入れてあります。ですので、はんこだけではなくて、マイスター受講者にふさわしいということで推薦をしていただく形をとっております。</p>
<p>○齋藤委員</p>	<p>それに関連して、現場サイド、ざっくばらんにお聞きしますが、例えば校長先生が、こんなに人数が少ない忙しい中で、けっこう時間を割かれる訳ではないですか。そうすると、ほかの教員の方に負担がくるから、うちの学校は推薦できかねるといようなケースなども考えられるのでしょうか。少しお答えにいくかもしれませんけれども。</p>
<p>○総合教育センター 所長</p>	<p>今のところ、そういうケースは、聞いてはおりませんが、可能性はあるのかとは思いますが。ただ最近、各学校長方からも、非常にマイスターについて理解をしてもらっておりますので、その辺、理解をいただいていると思っています。</p>
<p>○齋藤委員</p>	<p>これは新潟市全体の姿勢として、全学校に、校長先生、あるいは教頭先生方に、そういう認識を理解してもらおうということが、一番、適正な人数も含めて大切ではないかと。徐々に一年一年成果を上げてきているものですから、各学校で、手を挙げにくいというようなことはあってはならないと思いますので、その辺のところ、よろしくお願ひしたいと思っています。</p>
<p>○教育長</p>	<p>マイスターの全体像は、確かにまだこれから検討しなければだめなのですけれども、政令市と同時に発足しまして、今年で5年目です。私の感覚だと、昨年あたりから、やっと少し最低限のストックができてきたのかなど。昨年あたりからやっと地域別に公開授業ができたり、若手教師道場に使ったりと。今まだそういう段階なのかと思っています。</p>
<p>○委員長</p>	<p>我々が参観するのを離れて1年くらいになるのですけれども、理科教育に力を入れられてというお話聞いているのですけれども、もし我々が参観するとしたら、理科教育の最初の時点と子どもたちにかかわって、このように変わってきたという、使用前、使用后みたいな、教育前、教育後みたいなものをもしでしたら、委員に参加させていただけるとありがたいと考えます。</p>
<p>○総合教育センター 所長</p>	<p>ご案内させていただきたいと思っています。</p>
<p>○齋藤委員</p>	<p>私も委員長と同意見で、2年前、候補の方の授業参観を、我々手分けしながら参加させていただいたのですけれども、逆に言いますと、こういう制度が少しずつ定着してきているので、や</p>

○委員長

はりマイスターという形のをぜひ使っていただきたいと。

他によろしいでしょうか。ありがとうございました。

続きまして、新潟市文化財の指定解除の諮問について、歴史文化課、よろしくお願いいたします。

○歴史文化課長

歴史文化課でございます。よろしくお願いいたします。資料の 19 ページをご覧くださいと思います。

新潟市文化財の指定解除予定案件 2 件を、新潟市文化財保護審議会に諮問することについて、説明をさせていただきます。

1 件目は、西蒲区の東中という旧中之口村であります。こちらにあります円明寺の旧墓地の黒松というものでございます。円明寺という浄土真宗のお寺がかつてそこにありまして、現在は 500 メートルくらい先の六分というところに移転しておりますが、旧円明寺跡に残された黒松の樹高が約 17 メートル、大体 1 メートル以上で測った胸高周囲が約 3 メートル、樹齢が約 400 年と推定されております。脇に忠魂碑がありまして、「忠魂碑の松」と呼ばれて、地元の住民に親しまれてきたものでございます。昭和 59 年に円明寺から旧中之口村に寄贈されまして、翌昭和 60 年に旧中之口村の文化財に指定されて、今に至っております。

平成 22 年からマツクイムシの被害を受けておりまして、樹木医の診断では回復は見込めないということでもあります。付近には、中之口東小学校や若宮八幡宮がありまして、放置して倒れたりしますと、通学途中の小学生や参詣者の通行に支障が出たり、人的被害も考えられるということでもあります。文化財保護審議会の植物担当の委員にも現地を見ていただきましたが、ほかの松への被害の拡大も予想されることから、早急に伐採して、文化財指定を解除することもやむを得ないという所見でありました。

2 件目が 20 ページでございますが、秋葉区車場にありますが、大楓でございます。こちらは、木の高さが約 19 メートル、胸高の周囲が 2.9 メートル、樹齢が約 350 年と推定されたものであります。楓は、古くから多く庭木として親しまれておりますが、この楓は幹周り約 3 メートル、直径約 1 メートルに及ぶ大きな木でありまして、平成 5 年に旧新津市の文化財に指定されております。しかし、徐々に枯れの状態が進みまして、もともと 5 本の枝があったのですが、平成 21 年の段階で、そのうち 4 本が枯れて伐採されまして、回復措置について検討してまいりましたが、樹勢の衰えがさらに進みまして、現在はすべての枝が枯

れてしまったという状態になっています。文化財保護審議会の植物担当の委員に現地を見ていただきましたけれども、これにつきましても回復の見込みがないということで、文化財指定解除もやむを得ないという所見であります。

つきましては、3月22日に開かれます、文化財保護審議会に21ページにありますとおり、文化財の指定解除について諮問したいと考えております。よろしく願いいたします。

○委員長

ありがとうございました。ご意見ございますでしょうか。

○佐藤委員

参考までにお伺いしたいのですが、文化財に指定されると、それを保護するための補助金みたいなものが出るのですか。

○歴史文化課長

一応、規定で文化財が弱ってきたというように、樹勢回復するようなことに樹木医さんが薬剤を注入したり、そういう樹勢回復作業するような場合には、かかった経費の半分を市が補助することになっております。

○委員長

これまで文化財指定されてきたものを解除するということは、取り扱いというものはどのようになるのでしょうか。

○歴史文化課長

指定解除ということで諮問して、解除が決まれば伐採してしまいますので、伐採して倒されるということで、処分されてしまうということでもあります。

○委員長

文化財としての何か残すというようなことはできないのでしょうか。例えば、人間でも老朽化していったら、亡くなっていくというようなことになるのだけれども、大事な木が、住民にとって象徴だったような木が文化財として残っていったものが伐採されて、跡形もなくなっていくということになるのか、それとも何かの形で残っていくのかということをお聞かせください。

○歴史文化課長

文化財保護審議会の植物担当の先生からは、一応、年輪を確認したいので、切った切り口のところを黒松でありますと直径3メートルもありますので、全部まるまる残すということは無理にしても、せめて半分に割ったものの切り口を研究室でもらって、そこで年輪とか、そういったものを調べたいというようなことは、おっしゃっていただいております。

○委員長

何かしらの形で残してあげたいなと思いますね。長く生きて、象徴としてがんばってくれたといいますか、みんな元気をこの木からもらったと思うのです。そういうものを何かしらの形で残していただきたいということが、要望としてお願いしたいなと思います。

○歴史文化課長

毎年、文化財調査年報というものを発行しておりますので、

その中に記録として、掲載として残すというようなことを考えていきたいと思います。

○委員長

ほかにご覧いませんか。ありがとうございました。

第4 次回日程

○委員長

次回の日程について説明を求める。

○教育総務課長

3月教育委員会臨時会は、3月29日（木）午後3時30分から、4月定例会は、4月16日（月）午後3時30分から、5月定例会は、5月11日（月）午後3時30分からでお願いしたい。

第5 閉会宣言

○委員長

午前11時5分、閉会を宣言する。

（非公開部分）

（議案第31号事務局及び機関の長の人事について審議し、可決する。）

（議案第32号市立幼稚園長の人事について審議し、可決する。）

（報告案件 指導が不適切な教職員に関する審査会の報告について報告する。）

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

署名委員